

## 令和3年度世田谷区公契約適正化委員会（第3回） 会議録

1. 会議名称 令和3年度世田谷区公契約適正化委員会（第3回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 令和4年2月25日（金）午後3時30分～午後5時
4. 開催場所 庁議室
5. 出席者
  - ・ 委員  
中川会長、永山副会長、河原委員、兒玉委員、小部委員、竹内委員、中村委員、三浦委員、望月委員
  - ・ 事務局  
中村副区長  
工藤財務部長、阿部経理課長、公契約担当係長、契約係長 他
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由  
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。  
(世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ)
8. 会議次第
  - 開会
    1. 令和4年度の労働報酬下限額について（報告）
    2. 入札制度改革に係る意見書について
    3. 入札制度改革に係る事業者向説明会について（報告）
    4. 公契約適正化委員会の検討項目について
    5. 令和4年度の審議スケジュールについて
    6. その他
  - 閉会

令和4年2月25日

世田谷区公契約適正化委員会（第3回）

### 午後 3 時 29 分開会

○会長 それでは、ただいまから第 3 回公契約適正化委員会を開会いたします。

本日は副区長に御出席いただいておりますので、初めに副区長より御挨拶をお願いいたします。

○副区長 本日もお忙しいところ、この第 3 回になります公契約適正化委員会にお時間をいただきましてありがとうございます。本年も委員の皆様には、世田谷区の公契約の適正化に向けて、ぜひお力添えをいただきますようよろしくをお願いいたします。

さて、予定では今年度最後となる委員会と伺っています。委員の皆様には既に御案内していますが、来年度の委託等の労働報酬下限額は、時間当たり 1170 円として議会にも報告をさせていただいています。

この間、本委員会と労働報酬専門部会から頂戴した意見書においては、公契約に従事される方々の最低賃金を底上げしていく中長期的な下限額の目標水準について御提言いただきました。区長ともども適正な労働条件の確保と事業者の皆様のご経営環境の改善に向けて、さらに推進していくものと重く受け止めてございます。

区としましては、引き続き厳しい財政状況であります。下限額の引上げを決定したものでございます。詳細について、後ほど事務局より御報告しますが、改めまして適正化委員会の会長、専門部会の部会長はじめ、委員の皆様の間御尽力に御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

委員の皆様には、引き続き忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。本日もよろしくをお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

今回は会議の時間を 1 時間半、5 時には終了したいという開催になりますが、次第にございますように審議項目 5 項目ということで、数も多いため、皆様の効率的な審議に御協力いただければとお願いいたします。

それでは次に、事務局より資料の確認をお願いします。

(事務局 配布資料の確認)

○会長 それでは、時間が限られていますので、議事内容を鑑み、本日は初めに次第の 1 から 3 まで、労働報酬下限額について、入札制度改革に係る意見書について、事業者向説明会についての 3 つに関して最初に一括して説明していただき、その後、4 と 5、検討項目、それから審議スケジュールについて御審議をいただければと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、最初の報告事項が令和 4 年度の労働報酬下限額についてですが、

先ほど副区長からもございましたが、労働報酬下限額1170円ということがございました。これについて事務局より御報告いただくとともに、審議の中においては、この下限額については労働報酬専門部会で引き続いて議論いただくところですが、中長期的目標水準として1360円というのを提起してございます。これについてどのように引き上げていくのか、5年なのか10年なのかというような議論もあったかと思いますが、来年度、この4月以降の議論に向けて確認しておく必要があるものについては、一応確認しておいたらどうかと考えます。

また、関連する職種別の下限額の検討も、長年いろいろと検討してきたところですが、まだまだ整理が必要なところがございます。これらについても事務局から併せて資料の説明をしていただければと思っております。

2番目の議題、入札制度改革に係る意見書については、委員の皆様にも既に確認いただいておりますが、昨年12月に区に提出した意見書について、私から若干説明させていただければと思っております。

3番目の入札制度改革に係る事業者向説明会について、これが実施されましたので、これについても事務局から報告をしていただくと。

まずは前半、この3点について最初に説明していただき、その後、審議に入ればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは資料等の説明について、事務局、よろしくお願いたします。

○事務局 それでは、最初に経理課長から労働報酬下限額の関係で御説明をいたします。まず資料1を御覧ください。

まず資料1、こちらは世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定についてということで、この資料は、昨年12月17日開催の区議会企画総務委員会に御報告したものでございます。

昨年11月30日付で当委員会労働報酬専門部会より提出された令和4年度労働報酬下限額に関する意見書を踏まえて、区として来年度の労働報酬下限額を決定しましたので、御報告するものです。

2の表を御覧ください。もう言わずもがなですが、まず予定価格3000万円以上の工事請負契約について、①の熟練労働者について、設計労務単価の85%、②の未熟練労働者については、設計労務単価の軽作業員比70%として、現行と同じ水準としております。

③のそれ以外の労働者については、時間給1130円から40円増額の1170円に改定しております。

次に(2)予定価格2000万円以上の委託等の契約についても、時間給1130円から1170円に増額しております。

これは令和4年度からの委託等の下限額について、従来の区職員の高卒初任給を基礎として算出したものに、これまで算定に含まれていなかった期末手当

相当額を算入して段階的に引き上げていくべきであり、令和4年度については都の最低賃金の28円引上げ等も踏まえて40円の引上げが適当という意見書に沿う内容となっております。

本改定については、3、適用に記載のとおり、令和4年4月1日以降に契約する案件から適用させていただきます。

なお、新たな設計労務単価が先週の2月18日に国から告示されましたので、現在これに伴う区下限額の告示の準備を進めているところでございます。

続きまして、ホチキス留めの資料2を御覧ください。こちらは労働報酬下限額の改定に伴う賃金引上げの影響についてということです。先ほど少し会長よりお話がありましたところで、今回の引上げに関してのところをまとめました。令和4年度及びその後の労働報酬下限額の改定に伴う影響等について、これまでの議論を踏まえて改めて整理したということでございます。

まず1、委託業務における時間単価の引上げについて、期末手当を算定基礎に加えた、区職員の高卒初任給の時間単価は、現行ですと1360円となりますが、意見書では、この新たな目標へは段階的に引き上げていくことが適当とされており。

下限額の年度ごとの引上げイメージについては、第2回労働報酬専門部会でお示ししたもので、その下の、真ん中の引上げモデルの図については、部会での職種別下限額の御議論にございました委託業務の勤務態様調査にて、人材確保を課題としていた2職種を例に、実際の最低額と労働報酬下限額の引上げとの関係をお示ししたものです。

この真ん中のモデルですが、左側の給食調理では、現行下限額と同額の1130円となっております。今後、下限額引上げに応じて、実際の賃金引上げが見込まれるところです。

また、右側の図、資源・ごみ等の収集運搬業務については、最低額が1200円となっております。この引上げモデルで行きますと、令和5年度には下限額が1210円となって現行賃金を追い越し、下限額のほうが賃金を引っ張るということとなります。これは5年間での引上げモデルを参照した場合です。

こうした比較確認を、調査で回答のあった280件全件で行うと、下のほうの2の下限額の引上げにより従事者への賃金の最低額が引上げとなる契約の割合は、来年度の1170円の段階で37.9%、目標であるところの1360円にしますと、実に61.4%が該当することになります。

そこで、めくって裏面2ページを御覧いただきますと、今度は、今お話しした業務、職種ごとの該当件数をお示ししておりますが、まさにここに幾つも数字が並んでいるとおり、幅広い業務に下限額の引上げが実賃金を引き上げることにつながるという影響が及ぶことが分かります。

このように今回の目標が達成されますと、区の委託契約全体の賃金の底上げ効果が期待できるものと考えられます。

続いて次のページの3、下限額の設定による効果の、その仕組みについてでございます。

こちらは、委員の皆様は今さらなのですが、改めて公契約条例の当事者である区と事業者、労働者の関係を図示したものでございます。

申し上げるまでもなく、区は下限額引上げに当たり必要な予算措置を行い、下限額以上の賃金支払いを前提とした契約を事業者と結び、事業者は区から支払われる委託料によって経営環境整備とともに、賃金引上げ等、適正な労働環境確保に努め、労働者に還元されることで、これをもって人材確保にもつながるという効果を生むという仕組みでございます。

この仕組みをより一層機能させるために、この間御指摘もいただいている委託におけるダンピング対策の強化が重要となるものと思われまます。

なお、この仕組みを成立させる区の予算について、その下段に掲載しました。〈参考〉というところです。今後の見通しは不透明なところがございますが、令和4年度の予算案については、区過去最大の規模となっております。

以上、今回の下限額の新たな引上げ目標設定による効果をまとめましたので、職種別下限額も含めた今後の方向性について御審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。今、課長から御説明があった内容についての意見交換が本日の一つのメインな内容になると思いますが、説明の都合上、2番目の入札制度改革に係る意見書についてということで、資料3を見ていただければと思います。

資料3は既にお目通しいただいているものですので、改めて申し上げる場所もありませんが、内容的には、賃金支払い等に係る新たな取組や入札制度改革を次年度、この令和4年度から実施していくに当たっての意見ということでまとめております。

それから、あわせて委託契約におけるダンピング防止という観点からの入札制度改革についても、できるところから着手すべきというようなことで、意見書として、令和3年度での御議論を基に作成、提出させていただいたものです。

内容的には1から3までですが、1の条例周知及び遵守の徹底の取組に関しては、条例の内容ができるだけ広く、区民にも周知されるようなものであるべきだろうと。

それから、事業者、下請業者が条例に基づいて取り組めるようにと、それをできるだけ分かりやすく記載すべきだというようなことを最初に申し上げているところかと思っております。

それから、(2)の周知カード及び周知の確認についてですが、労働報酬下限額を下回る賃金支払いがある場合、労働者から雇用主とか区へ相談することを促すといった内容になっているとともに、下請業者における労働者も含めた周知確認ということを提言しているところです。

それから、2の世田谷区建設工事総合評価方式の導入については、それを導入するに当たっての留意点ということで、(1)の価格以外の評価についてというところで、その評価をしていきますということとともに、評価項目が定着し、その達成が見込まれていった場合には、取組水準以上の引上げ等の検討も必要になるでしょうというようなことであるとか、それから品質とのバランスを重視した評価方式への転向というような事柄が、この総合評価方式のところには入っていますので、評価手法について、事業者に対して丁寧な説明を行う必要がありますということをやっているところです。

それから、入札参加手続であるとか検証について、これは、この総合評価方式が令和4年度から試行実施ということですが、その試行実施の中において、いろいろと検証をさらに積み重ねていく必要があります。それは、その結果の分析を通じて、ダンピング防止の強化等の効果が得られるのかどうかといったこと、これについては事業者の声も踏まえた検証を行っていく必要がありますといったあたりを意見書として申し上げているところです。

最後に、3の委託契約における入札制度改革ということで、これは委託のところですので、いろいろな議論がまだ残っているところですが、委託契約における最低制限価格制度の対象範囲をどうしていくのかとか、その設定の在り方の見直しであるとか、できるだけいろいろな案件に対してこの仕組みを導入していく必要があるといったようなことを最初にうたっているところです。

それから、その最低制限価格自身は、入札価格が、労働者への適正な賃金支払いがなされる額以上になることを想定した適正な基準を設定すべきだということが3つ目の段落あたりで意見書として述べているところです。

以上、もう昨年12月9日に区長宛てに出してございますが、区のほうではこの意見書の趣旨に沿って取組を順次開始していただいていると思いますし、それから、今後さらにこの取組を進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この2番目は御報告という要素が強いので、後ほどもし何かございましたら、御意見いただければと思っております。

それでは、続いて3の入札制度改革に係る事業者向説明会について、事務局からお願いいたします。

○事務局 資料4を御覧ください。

こちらは先ほど来お話ししてあります建設工事における総合評価入札方式とい

うことで、来年度からの新しい総合評価方式について、事業者の皆さん向けに行った説明会の実施状況の御報告になります。

まず1、開催日及び参加者数ですが、記載のとおり、本説明会は12月から1月にかけて全4回開催して、160社の事業者様に御参加いただきました。

説明の内容としては、その下に書いてある2、説明内容に記載しましたが、新たな入札制度の詳細のほか、今回の制度見直しに至る経緯として、条例の概要や、頂戴した答申での提言、下限額の周知カード等の取組についても御説明を行いました。

当日は限られた時間で多くの項目についての御説明となりましたので、御理解いただくのが難しい部分があったかもしれません。ですので、現在、世田谷区の公式ユーチューブチャンネルで同内容の説明動画も公開しているところです。また、制度への質問についてもメールにて順次受け付けております。

続いて2ページを御覧ください。3、アンケート結果になります。こちらは説明会開催時に実施したアンケートへの回答を集計したものになります。

その下、(1)総合評価方式における評価項目（価格以外）への取組みの意向についてと書いてありますが、こちらは価格以外の評価項目で既に取り組んでいるもの、取り組みたいもの、そして取り組むことは難しいというものについて御回答をいただいて、その回答結果をこちらの2ページから3ページにかけて記載しているような形になります。

2ページの下は既に取り組んでいるもの、3ページのほうは、取り組みたいものと、取り組むことは難しいという回答のグラフになっています。

御覧いただきますと、既に取り組んでいる、取り組みたいという回答が多くありまして、これに比べると、取り組むことは難しいというのが比較的少ないという結果になっています。

なお、取り組むことは難しいという項目に関して御覧いただきますと、ワークライフバランスという項目が最も多くなっているという形になります。

続いて4ページ、最後のページを御覧ください。こちらで今申し上げた取組が難しいものの理由や、その他の御意見について掲載しております。御覧いただくと、評価項目達成のための費用面についての不安の声などが見受けられますが、本制度、条例の趣旨を反映した入札制度として、条例に基づく事業者の皆様を取組を評価するとともに、過度な低価格入札を抑制する価格評価の仕組みを導入しているところです。ですので、取組の推進に必要な費用に関しては工事の積算に入れていただいて、価格と品質のバランスを競っていただきたいと考えておるところです。

また、本方式は当面の間は試行にて実施するものとして、評価項目は案件の発注時期や規模等に応じて、一部の項目を適用しないこともあります。



実施に当たっては、引き続きこうした趣旨を分かりやすく発信していくとともに、事業者の皆様のご取組状況についての確認や本委員会での御審議もいただきながら検証を重ね、よりよい制度となるように、本格実施に向けて検討していきたいと考えております。

本資料については、以上です。

○会長 ありがとうございます。以上で前半3つの議題の御説明をさせていただいたり、していただきましたが、特に1の令和4年度と申しますか、今後の中長期の視点も申しますので、今後の労働報酬下限額の方針性について何か御意見がございましたら、来年度、4月以降の議論に、それらが部会において反映されていけばと、それから、この委員会としても一応の共通認識を持っていることができればと思っておりますが、1の労働報酬下限額について何か御意見ございませんでしょうか。

○委員 それでは、ちょっと私の全く個人的な見解であって、委員会としての意見ではないのですが、このたびは中期的な見通しを示したということは、積極的な意味がありまして、特に財政関係の動きをどのように見るかとの調整が一つ、ある程度見通しがそこに示されているので、その方向でぜひ努力していただきたいという願いを込めているところだと思っております。

ひとまず、単年度で契約していくわけですので、情勢の変化をある程度織り込んだ構えで御理解いただく必要があるかなという気もします。

特に今回のウクライナへのロシアの侵攻だけではなく、それ以前からエネルギー価格等々の上昇や、昨年は特に木材が不足したりしているといった部分、部分の大きな不安定性がありますので、その辺を織り込んで、あまり固定的、硬直的に考えられない部分も申しますので、その辺の配慮を含んだ形でこの見通しを見ておいていただきたいなという気がいたします。

今後、原料、エネルギーあるいは素材価格だけではなくて、消費者物価のインフレ傾向も、現場は実際の数字以上に進んでいるような気も申しますので、その辺を考えますと、やはりその賃金の基本的な考えは、生活を維持するということが基本にありますので、その意味で消費者物価の変動等を考慮しながら、この方向性をリードしていくような運営にしていくことが望ましいのではないかという気が申しますので、あまりフィックスしたものではないということをおっしゃっていただく必要があるかなという気が申します。以上です。

○会長 ありがとうございます。ほか、御意見ございませんでしょうか。こんなことを来年度もう少し調べる、もしくは検討していったほうがよいといったような御意見であっても構いませんが……。

○委員 では、よろしいでしょうか。単年度、単年度、来年幾らにするというよりは、こういう5年先という形で、その目標値に向かって上げていくという

ことは大変よろしいのかなとは感じております。

1360円まで行くと、こんなに委託契約のうち影響を受ける職種があるのだなということも改めて、昨年、経理課の皆さんが調べていただいた結果で、実際ここまで影響あるということも分かったので、やはりこれも、いろいろな分野に影響があるのだなと思うんです。

一方で、この下限額引上げによって上がる人たちと、職種によっては、もう少し上の賃金の人たちもいらっちゃって、そことの差がなくなってってしまうのでは、各事業所であつたり各業務の中で、バランスが合わなくなっていくと思うので、そこが全体的に、その下限に引っかかるところだけではなくて、全体に上がっていくような、そして当然それは発注する側の区の予算にも、単純に下限額が上がる部分だけではなくて、全体のベースアップがどのように反映させられるのかを、やはり今後検討していく中で考えていく必要があるのかなということ。

そして、この間、委託での職種別の下限額設定をどうするかというお話の中でも、以前は有資格者などをどうするかという話もあったので、そことの兼ね合いを今後検討していく必要があるかなと一応感じました。以上です。

○会長 今、御指摘いただいた点は、かなり重要な点かとも思います。委託をするときもそうですが、各事業者のほうの労働者に対する評価を、どう新たに取り組んでいただけるかどうか、まあ、この公契約のところでは幾らという話とはまた別のところの話かもしれませんが、事業者側の御協力とか考え方ということも、今後非常に関わってくるところかとも思います。

この表で言うと、今年度直ちに上げなければいけないというのは、給食調理業務が40円さらにアップしなければいけないという話もありますが、この給食調理のところも、いろいろな問題が起きているとお聞きしています。

学校給食が中止になると、給食調理の業務自身が縮小するのですよね。そうすると、その賃金をどう払っていくのか。前で言うと1130円の時給に、週何時間働いて月幾らと言っていたものが、かなり減ってしまう。減るのがよいのかという議論と、それから、その1130円といいますか、給食調理の方にほかの業務もやっていただいて、それなりの最低の月収を確保するのか、これはまた委託契約の内容とか、そこら辺との関係も出てきます。

また、これまでの、ここら辺をベースにすると年収幾らぐらいというのは、その業務が定常的に行われていって、それなりの年収があるというところですが、このコロナ禍を経験したところで言うと、その業務自身が十分行えない業種もあつたり、逆にその金ではとても足りない、本当はもっとたくさん時間給があつたほうがいいのかというものもいろいろと見えてくる機会だったなど。

そういうことも、それ自身を議論していくとなると、かなり大変なことにな

りますが、そんなことも見据えながら議論をしていく必要があるのかなとも、この表を見させていただいたときには感じたところです。

すみません、今のは単なる私見です。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。よろしければ労働報酬専門部会でもいろいろと御議論いただいたり、何か、ここら辺どう考えたらよいのか、委員会でもちょっと話をしてもらいたいというようなことが出てくれば、委員会でも議論させていただきますが、この令和4年度についてどう考えていくかについて、これまでいろいろと出てきていた御意見とか、専門部会の中での内容であるとか、それから様々な事業主さんであるとか労働者の方からのアンケート結果等もいろいろ出ていますので、それらを考え合わせて御議論いただければ幸いです。

それでは、2の入札制度改革に係る意見書については、これは御報告ということで、特に御意見はないと勝手に思っておりますが、よろしいですか。

○委員 ちょっと余分なことなのですが、特に入札制度から始まりまして、その実施に当たって、やはり問題になりますのは、ダンピング防止は入札のところで大変重要な課題で、これは随分工夫された対応が始まるわけですが、あわせて、元請から下請に作業が発注されていく場合に、2つ問題がありまして、1つは、やはりできるだけ区内、あるいはその周辺地域に経済効果を大きくしていくという努力をどのように進めていくかということが1つ。

それから、当然予定価格や落札率がある程度の枠に収まるとなりますと、よその地域と、下請の受注単価がよくなってくると、どうしても周辺からの競争が大きくなるという可能性もあると思うんです。

実際に下請事業者がどのような広がりを持っているかは、なかなか調べるのは難しい面がありまして、ある市の例で、本当のケーススタディーなんですけど、調べてみますと、東京の隣の市なんですけど、遠くは福岡、それから宮城、福井、香川、そういう地域の下請事業者が下請に入ってくるという、まあ、数字の上での話です。そして、恐らく営業所とか様々な関係があると思うのですが、労働市場と下請事業者の市場が非常に広域化している感じがするのですね。

ですから、世田谷区の様々な工夫、努力が、できるだけその周辺に効率的に及ぶようにしていくためには、ある程度そういう下請の組立てに関するデータを少し収集して、できるだけ通勤あるいは移動に伴う経費を圧縮して効率を上げていくような事業運営上の仕組みの改善に資するようなデータはつかめないだろうか。

そして、今行われているものでは、施工体制台帳なり、それに関わる労働者、作業員の確保の地域がある程度分かるものなどがあれば、ぜひその辺を一つのベースにしながら、改善策が効果的に打てる方策は何か取れないものかと、そ

んなことが可能かどうかも含めて、ちょっとこれは、発注の方々には、また仕事を大変増やすことになるのですが、もし可能なら、その辺を、全体ではなくてケーススタディー的に幾つかやってみるといようなことはできないだろうかという、これは思いつきで申し訳ありません。

○会長 今の点、区のほうはいかがですか。

○事務局 宿題として受け取らせていただいて、何とかその具体的な検討の材料を御提供できないかと、ちょっと努力したいと思います。

○会長 公契約の中における話ということで考えていただければと。

民の契約で言うと、ちょうど私の家のそばで建築工事をやっているのですが、請負の元は確かに東京なんです、車を見ますと、足立、春日部、横浜、2軒ほど建て替えをやっているのですが、品川とか世田谷のナンバーはお目にかからないんですね。

まあ、民の契約ですからあれですが、それで朝の8時ですから、6時半過ぎぐらいにはもとの会社を出て、8時の現場到着に間に合うようにということで動いているのだと思うのですが、かなり区内業者が個別のマンションとか、その建て替えに必ずしも入っていない。取っているか取っていないかは別として、それから取るか取らないかも別として、その2軒を見ていると、「あれっ、車のナンバーが全然違うところだな」というのが個人的なところですよ。

公契約のほうもそのようになっているのか、せっかく労働者の賃金を上げて、世田谷に住めるような社会をつくりましょうということがあるのだけれども、それが必ずしもそうならないかもしれないということは、ちょっと私自身も気になる場所です、少し課内で検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、2は完全な報告ということで、3の事業者向説明会についてということで、全部で160社、199名の方の御参加があって、そのアンケート結果も取りましたというところですが、これについては何かございますでしょうか。

○委員 私、拝聴しまして、本当にお疲れさまでした。すごく分かりやすい説明で、私はこの場に出ていることもあって、よく理解できました。

そして、アンケートを今拝見していて、やはり不安な声もあるかと思うのですが、新しいことを始めるに当たって、そういう声があるのは当たり前のことかなと思います。

最後のほう、ページの終わりのほうに、でも、これで建設業がよくなるなら頑張ろうみたいな感じの前向きな方もいらっしゃるみたいなので、そういうところを大事にして、ここからスタートとして、この取組がうまくいけばいいなと思っています。先ほど〇〇委員がおっしゃったように、建設業が地域の発展

に役に立つような仕組みとなっていけばいいなと思います。一応この中に、今回は点数で評価するという、その辺も盛り込んでいますよね。

○事務局 ええ、下請を区内への発注というところを評価するというのは加えました。

○委員 そうですよ。以上です。

○会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほか、出られた方がいらっしゃるかどうか分かりませんが、出られていない方々も、このような意見がありましたということですが、実際に動かしてみないと分からない、それからいろいろな危惧が、全ての事業者にとって共通の危惧ということであれば、同じ基盤上の話になりますので、何か御意見はございますでしょうか。

ないと、私があえて質問するかどうかはあれですが、4ページの(2)その他の意見等の3ドット目で、東京都の評価方式に比べて、東京都ではこれほどの項目はなかったよと、その必要性が理解できないという表現があるのですが、これは地域貢献であるとか、公契約の評価項目を今回かなり入れてきていると。そういう点で東京都の総合評価方式と差があるという理解でよいのかと。

今回は、かなり地域に応じた総合評価方式を打ち立てているかと思しますので、これはどのように理解すればよろしいでしょうか。私は、いや、もっと内容を増やしたっていいんじゃないかぐらいの思いがなきにしもあらずですが、区の御判断としては――まあ、御判断と言ったらあれですね。お考えとしては、何かお持ちでしょうか。

○事務局 あくまでもアンケートですので、ここから個別にヒアリングをしてということではなかったもので、これ以上でも、これ以下でもないんです。

ただ、当然こちらの受け止めとしては、東京都さんもそうですし、ほかの22区の総合評価の項目を見ても、今回導入しようとしている、こちらの新しい項目は、単純に比較すれば、それはもちろん項目数は多いので、うちで今度入れようとしている公契約に絡む項目も、例えば労働安全衛生とか、部分的にはほかの区で、施工能力だったり地域貢献のところに入っているところもあります。

ただ、やはりこれだけ網羅しているというところはないので、それは印象としては、こういった印象をお持ちのことはあると思います。それについては我々も、なぜそうなのかという趣旨を、説明会においても冒頭から申し上げた、公契約条例とはというところから御説明を申し上げたつもりです。

ですが、やはりそこのマインドが伝わらないと、では何でこれだけのと。なるべく簡便化と思って、客観的なようにとしたのですが、それでも手間は増えるよねという御意見は当然あるかと思えます。

その辺の御理解にもつながって、何度も申し上げますが、結局、時期の

問題もありますが、札がなかなか多く入らないというような課題もあります。なるべく御参加いただくために、いろいろな手をとることの一環でもあるので、逆行してしまうとやはりよろしくない。そこは先ほどホームページで随時お出ししていますという御説明もしましたが、今後もご説明をきちんと行い、いろいろな機会を通じて、ぜひ御理解いただくように努力していきます。

また、実施に至れば、御参加いただいた方から、またアンケートをいただいて、それに呼応した形で必要なPR等を今後もしっかりやっていきたいと思っておりますので、頑張ってやってきているつもりなんです。これは我々の周知なり説明がまだ少し足りない部分もあるのかと思って反省して、今後もしっかりしたいと思っております。

すみません、以上です。

○事務局 若干補足しますと、我々の考え方としては、条例の趣旨に沿って、むしろ東京都よりもきめ細かく充実させているのだと。それは、ほかでもない条例の趣旨を大事にして、振り返ってみたら業界全体がすごくよくなっているねと思ってもらえるような評価項目を入れている。

当然やっていく中で、熟度が高まって、そんなのはもう当然だよというものはいくらでもやめればいんですよ。評価項目から外して、では、次の共通目標にしようよという項目に差し替えていくということは当然あってよい。それをリーディングしていくことがこの条例の理念であるし、それを支える仕組みとして今回のものがあるということで、皆さんとも意見交換をしながら、よりよいものにしていきたいと思っております。以上です。

○会長 ありがとうございます。令和4年度は試行期間ということですが、入札制度の改革のところであっている内容として、できるだけ提出する書類の簡素化を図ると。この簡素化をどのように理解するか。

要は、件数がかなり増えてきた場合には、年1回だけ年度当初に出せばよい、もうそれでその年度は通すということで、毎回毎回これだけの書類を証明書つきで出すということではないということができるものもあるでしょうし、要は、実際の運用に当たって、狙いは、事業者の方に手数をかけようということでは全然ない内容ですので、あそこであっていた簡素化ということをどのように行っていくのかも、実際に適用していく中において検討をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

残り30分ちょっとですが、4番目、5番目、それから〇〇委員からもアンケートの結果を出されていますので、まずは4、5の話に入ります。

最初に4の公契約適正化委員会の検討項目についてで、今年度、皆様からいろいろと御意見もいただいて、それを項目立てしてみたこと事務局から説明を受けておりますので、それについて説明していただき、さらに御意見をいただけ

ればと。

それから、令和4年度の審議スケジュールについてということで、この4と5、審議スケジュールとも関連しますので、一括して事務局から御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、まず来年度の検討項目ということで、資料5を御覧ください。これは昨年8月に開催された今期の第1回委員会において、今期の審議事項の概要ということで、今日の青いファイルにも挟まっておりますが、1年度目の令和3年度については、令和3年2月に答申いただいた提言の具体化に係る審議、2年度目の令和4年度については、その提言による取組の実施状況の検証とその他項目の審議ということで確認されております。

そこで今年度は、条例の実効性確保の取組として、新たな下限額周知カード、手引等の検討、また工事関連の入札制度改革の議論を中心に御審議をいただいたところです。

したがいまして、この今年度の御議論も踏まえて、来年度はまず、資料にあるとおり、取組みの検証として、新しい総合評価方式入札の実施状況、周知カード等の運用状況について御審議いただくものと考えております。

次に、答申での御提言の上、先ほど御説明もいただいた今般の意見書でもありました委託等に係る入札制度改革の具体化、また、これも急がれる働き方改革の推進に係る対応として、特に4週8閉所なども視野に入れた工期設定などの具体的な取組検討が挙げられます。

その他、答申から担い手確保・育成について、労働報酬下限額引上げや総合評価を通じた労働環境整備等の取組も進めていくところですが、さらに区の関係部署等の事業との連携などで、例えば具体策があり得るか、また、これも前から御提起のある外国人労働者の増加について、現状をどのように捉えて今後の対応をしていくべきかといった項目が、整理が必要な項目として挙げられるものと考えておりますということでお示ししております。

資料5については、以上です。

○事務局 では、資料6について御説明します。こちらは令和4年度の委員会及び労働報酬専門部会のスケジュールの案になってございます。

一番左側の列を御覧ください。こちらは、まず1回目の委員会及び部会を6月下旬から8月にかけて、2回目の委員会及び部会を10月下旬から11月の期間にかけて、そして第3回の委員会を1月下旬から2月の期間で開催ということで、委員会を3回、部会を2回開催することを予定しているようなつくりになってございます。おおむね今年度と同様の時期での開催を想定した資料となっています。

なお、御案内のとおり本第4期の委員会、任期は令和5年の5月末までとな

っております。

また、委員会及び部会は、もちろん皆様の御予定によるのですが、こちらは可能であれば今年度と同様に、同日に連続で開催できればと考えております。

加えて、参考までに区の動き及び国・都の動きということで、右側の列に過年度実績に基づく想定ではございますが、併記してございます。

こちらの資料については、以上になります。

○会長 ありがとうございます。

来年度の検討項目、それからおおむねのスケジュールということで、この委員会、適正化委員会自身は6月下旬ぐらいを目途に、ですから、専門部会も6月下旬ぐらいを目途に、今後日程調整をさせていただきたいというものがスケジュールですが、その際どのようなことを検討していくのかについて見ていただき、何か御意見があればいただきたいというところです。

これまで言葉で言っていたところもありますが、委託等の業務に係る入札制度改革は、まあ、賃金の問題もあるかと思いますが、どういうことがあるのかと。聞くところによると、委託等における再委託ということもいろいろと出てきて、要は、これまでは委託のところも直接委託だけを考えていたのが、再委託のところの問題も、部分的な話かもしれませんが、検討していかなければいけないようなことも出てくるのかもしれないと。

そこら辺はまだ漠然としているのだと思いますが、再委託とか、こんな言葉があるんですかね、隠れ委託、委託をしたようにしてという委託、そんな事柄も新たに出てくるのかもしれない、議論しなければいけない中に入るのかもしれない、入らないのかもしれませんが、そういったことも考えていく必要があるのかなと。

それから働き手、担い手確保の問題、そこら辺はいろいろと担い手確保をしていかなければいけないという話をしたのですが、では、それを具体的にどうしていくのか、単に呼びかけていくのか、それから、いわゆる公契約という範囲の中で、果たしてそういうことがどうできるのかというような議論もあると。

既に労働部局あたりで言うと、そこら辺も手だてはいろいろとされているとも聞いていますので、そういうところとの担い手の確保・育成の対応というところでは、そこら辺もあるのかと。

一度経済産業部かどこかの方に来ていただいたのでしたか。あれは別の委員会かもしれませんが、そういう担当の方に来ていただいて御意見をお聞きしたり意見交換をするようなことも出てくるのかもしれないということです。

そうなってくると、6月の下旬に、次の委員会開催のときに、そこら辺を議論していると、ちょっと年度内にうまく議論できるかどうかは分かりませんが、そのような、検討すべき内容について何か御意見をいただければ、今日に限ら



ず事務局のほうに言っていたいで、事務局のほうと私のほうなどで少し相談させていたいで準備をするということも可能かと思ひます。

今日はまだ、私もかなり言ひたい放題言ひているところもありますが、言ひた上で、後で整理していただくことも、今日の委員会は、次年度に向けてどうするのかということですので、何かござひますれば……。

○委員 それでは早速。今日は全部で5項目いただいで、それぞれ何となくイメージが湧くのだけれども、下の2項目ですね。公契約条例の趣旨としては、主に賃金を適正に定めることを目的とした中で、様々な仕組みをつくっていくという形で、模範的な使用者と書ひてあるということ、そのついでに一つついでにというわけではないけれども、労働基準法を守るとか、男女差別をしないとか、そういうことが附属してくるので、そのぐらひまでは何となくイメージが湧くのだけれども、今日いただいでいるこの資料の下の2つについて、具体的にどんな問題があるのかというあたり、あるいはどんな実態なのかはちよつとお聞かせいただいた上で、どんな方向の議論が必要なのかなど。

いわゆる公契約条例ストレートとはちよつと違ひ、周辺課題と思われるので、ちよつとそのヒントなり狙ひなりをお話しいただいたらいいのかなど。ちよつと私、これ、今日はたまたま自分でコピーして、来る前に見ていたんだけれども、何となくイメージが湧かないので、もし教へていただければと思ひのですが、どうでしょうか。

○会長 そこら辺は何か、区のほうでも、こんなことはどうなのという、委員の方の意見でもいいのですが……。

○委員 今、○○委員のお話にあつたことも関連するかと思ひのですが、もともこの公契約条例の目的の中にも、区内産業の振興及び地域経済の活性化を目指すのだということが条例の目的に書かれておりまして、同時に今、世田谷区では産業振興条例改正をして、この4月以降、地域経済の持続可能な条例と、条例を変えたんですね。やはりこの公契約条例を施行することで、地域産業にどういふ影響を与えるかを、今すぐに影響が出ているものではないかと思ひのですが、将来的にどういふものに波及するかを、ほかの産業振興条例などと併せて検討していく見通しを立てていくということは必要なのかなどは考えています。

もちろんその中の一つとして、例えば建設業であれば建設業の担ひ手が今不足して技術者がいない、外国人に頼らざるを得ないというような状況も当然発生しているので、広い意味で地域経済というか産業全体も含めて、この公契約条例がどう影響していくかも検討していく課題の一つではないかとは考えています。

○会長 今のお話で、もし仮にこの下の2つ、担ひ手、外国人労働者あたりを

やるとすれば、これまでも、区でもいろいろと施策とかを打ってきた。そうすると、区の中で、ほかの部署などで、どのような担い手育成であるとか、外国人労働者に対しての、研修会と言ったらあれですが、支援策が取られているのかというようなあたりを、まずはまとめておいていただくと、公契約の立場として、こんなことはどうかというようなことが言えるかもしれない。

そうでないと、その外国人労働者の研修自身をどうするか、それはもう公契約のこの委員会の役目とは違いますので、そこら辺の整理ができるように、区のいろいろな部局で、人材確保、担い手育成ということで、何々研修であるとかをしているというようなことがあったり、それから、個々の事業者からすると、一級何々士であるとか、何々施工管理技士であるとか、そういう資格をどのように取らせようとしているのかと、これは再度調査をかけないといけないところもあるかと思いますが、そのような人が現場監督者として必要だよというあたりが、契約のところでは出てきますので、そのような人が足りない、それが入札の不調に入っているとかすることもありますので、そんなデータがあるのかどうか。

まずは区の中で、こういう担い手、外国人労働者に対してどんな支援策があるのかというあたりをまとめていただくことができれば、次の議論に進むことができるのかなとも思いますが、そこら辺は、できる範囲で結構ですので、もし可能であったらばまとめておいていただければと思います。

○委員 よろしいですか。外国人労働者のことが書かれているのですが、いわゆる外国人研修生の方が公契約の仕事として働いているなということ把握しているとか、そういうことは、現時点では分かっているとか、そういうことはあるのでしょうかね。

○事務局 実際、なかなかそこまでは捉えられていないと。

○委員 というのは、多分取りこぼしがないようにやっていこうということで、要するに正社員だろうが、非正規雇用だろうが、また下請で仕事を受けているところの人であろうと、外国人であったとしても払われなければいけないわけですが、外国人研修生という身分になってしまうと、労働者ではなくて研修生だからということで、もしかしたら不当に安く使われてしまっているというような実態があって、それが当たり前のものになっていると、これから先、外国人ではなくて、多くの現場とか農業の場で行われたように、「では、外国人研修生を使えばいいよね」というようなことが、もし制度が悪用されてしまうというようなことがあると非常に問題だなとちょっと考えたということです。

○会長 そうですね、そこら辺、結構外国人研修生が内勤に入っているということは聞くことができるのですが、研修生が外勤というか、現場というところが、まあ、技術を覚えるというようなことで、結構ODAなどで、日本の会社が海

外へ行ったときなどには、現場で技術を教えるのだという名目で、あるのですが、国内に来たときに、研修という中でどの程度行われているのかは、何かそういう実態調査ってあるのですかね、国でも都でも、どこでもいいんですけども……。

○事務局 区レベルでは、ないと思いますね。ただ、あともう一つは、今コロナ禍ということで、外国人研修生受入れの問題は、国レベルでいろいろ、まあ、産業界からは広げたいという意見も出ているようですが、今はそういうレベルで議論されているような状況が一つ。

また、もともとコロナになる前からということですので、特に福祉の現場で、世田谷区などは社会福祉事業団とかがあって、介護職を研修生ということ、海外から育てながら受け入れようというような動きもしていたのですが、一気にこのコロナの状況で、もうそもそも日本に來れないみたいな状況になってしまっていますので、そういうこともあり、つまりいてしまったというような事実もある。

では、建設業界はどうなのかということ、個別のデータは持っていませんが、今の時期は、特にコロナの中で、ちょっと取り扱いづらいテーマであることは事実ですよ、ということはあると思います。

ただ、逆に事務局としてこの資料を作成した理由としては、この間のこの委員会での議論を振り返ったときに、頻繁に出ていた議論で、特段の対処を取っていない項目を客観的にピックアップしたのです。これについて何か議論できるかどうかという観点では必ずしも出していません。

白丸の項目が5個出ていますが、特に一番下の外国人労働者の部分については、これがよいと肯定の面に出ているのか、課題、問題があるという否定的なニュアンスで出ているのかも、事務局としてちょっとクエスチョンなのです。

ですから、ぜひこれについて何を議論したいのか、どういう捉まえをしているのかをもう少し深めていただく、そのために必要な資料の整理ということは、今も宿題をいただきましたが、そういうことはまたやらせていただくとして、もう一段ちょっと議論を深めるプロセスが必要だなと。

それに対して、この上のほうは、もう具体なんです。上の白丸の特に3つ、まあ、4つ目もある程度出るとは思うのですが、上のほうの項目については具体を整理して、課題も見えてくるでしょうし、ある程度プロセスは分かるなど。

一番困るのは一番下の項目で、これについて何を議論されようとしていますかということ、むしろちょっとお聞きしたい面は、事務局としてはあるということです。以上です。

○会長 そうですね、下の2つ、先ほどもありましたが、何を議論すべきか、いや、そうではなくて、議論する必要がないのかということも含めて……。

議論する必要があるというのは、公契約適正化委員会としては議論する必要はない。これはどこどこでさらに検討を進めてくださいというような話なのかどうかということも含めてと。

この下の2つについては、これまでも意見書とか答申でも、担い手を確保しなければ、建設現場なども大変なことになる、技術者不足に陥らないようにするにはどうすればよいのだろうかというような流れの中で記載していったところもあります。

これについては、さらに何を議論すべきか、いや、議論しなくてもよいのではないかとといったようなことも含めて、来年度、少し整理できれば、来年、再来年あたりまで持っていかなくて済むというか、再来年さらに大きな課題、テーマが出るかもしれませんが、持っていかなくても済むということで、今年度中に少し整理をさせていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○委員 すみません、それに関連してですが、これは公契約委員会からは少し外れるのですが、世田谷区は区民に対していろいろな相談コーナーを持っているのではないですか。外国人労働者の方はそういうところに行けないんです。なぜかという、言葉が分からないという方も結構いらっしやって、これは僕、ちょっと別の業界から言われたのだけれども、もっと通訳の人を窓口を増やすような仕組みはできないのかということを知られたことがあるんですね。

ですから、外国人労働者の問題を、相談を受けるために、少し「通訳などがある窓口があります」みたいなことをPRして、そういうところから働いている環境の相談とか、そんなものができる、何か問題を拾えると思うんです。

今すぐでなくてもいいのですが、何年かの間に「ここに行くとなんか話は大丈夫よ」みたいな相談コーナーができるといいのかなと思っています。以上です。

○事務局 ありがとうございます。今の御指摘、目線というのですか、とても大事で、従来ですと、外国人相談係みたいな窓口があって、そこでお受けすることにはなっていて、あと、区の職員でも、その特定の言語をしゃべれる人材を登録しておくという仕組みはあるんですね。いわゆるアナログな方式なんです。まずそういった仕組みがあるということ、PRが不足しているのではないかとすることは、今お聞きした話の中でも感じる1点目です。

ただ一方で、実に多様な言語がございます。あと一方で、DX改革という視点があって、その両面から見たときに、いつ、いかなるところでも、あるいは在宅にいらっしやる方でも、ネット環境があれば、その通訳の方を介してコミュニケーションのアシストをするなどということもできる時代になっていることは事実だと思います。

ですので、冒頭にお話があったように、この適正化委員会の課題とはまた別

になると思いますが、区としては今後、総合相談を、全ての区民の方を対象として受けられる体制の充実ということでは、機会を捉えて関係所管にも働きかけということは、課題認識として受け止めさせていただきます。

○会長 今の点は、区としても非常にいろいろと御努力されていると思うのですが、ぽっと区役所に来て、英語でも、タガログ語でも、何語でもいいのですが、それをぽっとしゃべって、それが通じるような役所になっていただけると、よりいいだろうと。

そのために、しゃべれない人は、そばにポケトークがあって、ポケトークでやり取りをするというような補助手段を使いながらもよいけれども、来た人が「何もできな〜い」と言って寂しく帰るような形にならないような体制は、ぜひリニューアルされる新庁舎で、明るく開かれる新庁舎になると思いますので、世田谷区にも外国人はたくさんいらっしゃいますから、自由に、気ままに、どういう方も行けるというものになっていただけるとありがたいと。

これも公契約からはちょっと外れてしまう話ですので、あれですが……。

○委員 すみません、周知カードの言語というのは今どうなっているのですか。例えばホームページを見て、周知カードの内容だけでも、英語だけではなくて、中国語と、最近だったらベトナム語であるとか、タガログ語であるとかというのは、何かそれだけはそんなに難しくないような、取りあえずホームページにアクセス……。

要するに、日本人でも、この下限の周知カードの内容を分かっていない人が多いということは、どれぐらいの外国人の方が働いているかも、今は全く分かりませんが、「全く知らんわ」という人もたくさんいるのではないかということで、せっかくよい周知カードをつくってやっているということは、その内容だけでも翻訳するということは、そんなにハードルは高くないような感じかなという、ちょっと感想だけ言わせていただきます。

○事務局 今、確認したときはどうでしたっけ、ホームページ上で通訳のあれはどうでしたっけ。

○事務局 ホームページ上では、自動翻訳にはなってしまうのですが、英語とハングルと中国語に関しては、翻訳した形で表示されるようになっています。

○委員 それを利用する方は自国語で記入して、やり取りは可能なんですか。

○事務局 やり取りはできない形ですね。

○事務局 今はスマホの時代なので、ポスター等に印刷している二次元コードにスマホを当てると、区の当該ホームページにリンクが張ってあって飛ぶんです。それで今案内のあった多言語化翻訳ということまでは到達しています。

ただ、それ以上、そこで本格的なチャットで多言語化対応までは行っていません。ただ、その世界になると、先ほどお話ししたような国際化の時代の中

で、世田谷区がDXを使ってどのようにコンタクトするかというテーマのほうにつながってくるかなと。

取りあえず公契約条例というスキームの中でできることについては、ある程度までは対応しているということで御理解願います。

○事務局 今お話のあった外国人労働者の増加への対応は、周知カードであるとか、そういうものの英語表記であるとか多言語表記のようなことを、今後とも進めていただきたいというあたりは、公契約の範疇として出していくようなことは可能かとは思いますが、自動翻訳のところは、まあ、非常によい翻訳になってきているのですが、時々「あれ、これは何だ？」というものが出てくるときもありますので、そんな話は、これに対して何か意見を出すとすれば、今のような内容も一つになるのかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○委員 では、今日、何も言っていないので、ちょっとだけいいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 労働報酬下限額の1170円は、東京都内でも多分すごくよいと思うのですが、逆に世田谷区が引っ張っていけばいいのかなという気もするのと、とはいっても、現実、いきなり1360円とか言ったときに、まだ周りが行っていないと上げづらいのではないのかということもあったり、数年の話だと思うのですが、ちょっとそのようなことと、ほかも頑張ってもらいたいなというのは、感想だけなんですけど……。

あと、前回、こっちから職種別のものを出して、その中でいろいろ区から出していただいた資料の中で、やはり人手不足——人材不足という言い方でしたね、そのような資料がいろいろあって、そういうところも逆に言うと課題は課題なので、職種別も、その仕事だけやっているわけではないからとか、いろいろあって、なかなか今のところ、ちょっと私もよい案がないのですが、いずれはそういうものも必要なのかなと思っていて、その辺ですね。

あと、周知カードも1年目になるので、配り方だとか、また来年に向けてもいろいろな工夫があればいいのかなと思っていますので、ちょっと感想みたいですが、以上でございます。

もう一個は、1170円について、実はこの前、23区の区長が集まっている会議にたまたま出席させてもらって、区長がほかの区長の前で「4月から1170円になりますよ」という発言をして、その後、何か反応はあるかなと思ったけれども、違う話になってしまったので、ほかの区長からの話はなかったのですが、事務局レベルでは結構そういう、やはりほかから何か、「どうするんですか」みたいなことはあるんですか。今はまだないですよ。

○事務局 なかなか申し上げにくいのですが、ちょっとはありました。「自分の

ところで検討しているけれども、どうですか」みたいな話で、ありました。

○委員 やはりありますよね。

○事務局 あるいは、「見ましたよ」みたいな話もします。

○委員 まあ、すみません、以上でございます。

○事務局 では、ちょっと補足します。ということで、これもプレス発表は区もやっているのですね。なぜかというのと、これ、今やっている入札制度改革から何から全部シリーズでつながっていて、人材確保の話もつながっていて、人材の養成までつながっている。そして賃金を上げれば、当然よい人が集まってくる。ほかに集まらなくなる、「ああ、まねしなきゃ」と言っていて、また地域が広がっていくというスパイラルな効果というものを期待してやっていますので、ぜひ皆様方も積極的にPRしていただいて、よい人をぜひつかまえていただいて、育てていただいてということで、地域全体が上がっていくような形を進めていってほしいというのが事務局サイドでの願いですね。

○委員 もう一つ、資料6のスケジュールの件ですが、今年度やっていて、ちょっときついのは、この2回目でほぼ結論を出さなければならないんですよ。11月になってしまうと、区の当初予算の編成との関わりもあるので、できればちょっと早めていただくと、やり取りができる可能性があるかなと。

というのは、もう既に2年度目の目標値がある程度出ていますので、それなりに、昨年よりはやりやすさはよくなっているのですが、この間、ちょっと状況が状況だけに、何が起きるか分からないということがあるので、若干その幅を、やや早めの開催というようなことも、場合によったら考えていただけるかなという、その若干不安がてらのことですがけれどもね。

それで、今ずっと議論されていた働き方改革に絡む問題は、産業政策、労働政策、様々、国の政策とも関わりがありますので、公契約適正化委員会としてどこまで踏み込むかは、ほかとの関係がなかなか、調整が必要かと思っておりますので、できれば新年度の議論の前に、一度皆さんから事前に御意見なりをある程度自由に出していただいて、それを事前に事務局と調整をした議論を準備するというふうに、少し準備工程を置いておくことを御了解願えると、効率よく議論できるかなという気がするんです。

○事務局 一応今年度ですか、昨年の展開の中で、少しなかなか急な話で、ばたばたと行った事実があって、そこは事務局としても反省点なんです。

特に、先ほどもお話しいただきましたが、例のウクライナ情勢とか、もともとの、アメリカの「金利を上げよう」みたいな話もあったり、それが現に上がっているみたいな話もあって予断を許さない状況があることは事実ですね。

それで、なるほど難しいのですが、この表の中で、特別区人事委員会勧告というのが10月に入ってきているんですね。実はこれは、この仕組みの根っこの

部分で、もともとがこの民間賃金の把握等を通じて、物価も含めて掌握する、ここがトリガーになっているものですから、これを踏まえた上で議論をしたいということは、一個あることは事実なんです。

一方、〇〇委員がおっしゃったような事前の準備、情報収集、意見交換、素地となる検討といったことをやる時間が欲しいということは、もう当然だと思っていますので、そういう意味でも、そのこの部分の仕組みは、開催という形にこだわるかどうかは別として、前回よりちょっと改善したいとは、我々も思っていますので、ちょっと早めに意見交換なり情報交換の場も含めて、事務方でちょっと整理できるような形を工夫したいなと思っています。

いずれにしろ、物価の議論は、公務員の高卒初任給ベースということを置いている以上は、ラグタイムはあるにせよ、必ずベースがトレースしていくので、例の1170円というのも、数字にこだわるのではなくて、この仕組みに着眼していただいて、高卒初任給に賞与分を年々加算していくという、この仕組みに着眼して、そこに共通点があるのだと皆さんで共通理解いただければ、結果として金額は変わっていくかもしれませんが、そうすると、今後の議論も円滑になるかなと、その仕組みは守っていこうよみたいなことです。以上です。

○委員 我々は仮に人事委員会が下げても、基本的に賃下げはないからね。

○事務局 まあ、当然上がるでしょうね。

○委員 だから、基本的には横目でそれを見たほうがよいのは事実なので、やはりそれを経ないといけない、しかし、答申の期日があると。この辺は先生おっしゃるとおり……。

○事務局 そうですね。それは工夫をします。

○委員 できるだけ工夫をしていただいて。

○会長 今の点、よろしく申し上げます。まあ、臨時会になるのか、意見交換会になるのか、それから8月下旬から9月ぐらいにかけて専門部会をもう一回ぐらい開くのか、これは第1回の議論であってもよいかと思いますが、少し議論をした上で出していきたいという思いは両者にあるようですので、よろしくお願いたします。

ほか、ございますか。〇〇委員、何かありますか。

○委員 いや、ないです。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 それでは時間も来ましたので、最後に、その他の1つとして、〇〇委員から、この資料も出していただいておりますので、これも含めて何かございましたら、よろしく申し上げます。

○委員 アンケートを毎年、世田谷区の公契約適用工事現場で調査をさせてい



ただいています。元請の事業者の皆さんにも御協力をいただき、また、経理課からも案内を発送していただいて、今回7現場、11契約で113名の従事者の方からアンケートの協力をいただいています。

調査の中身は後で見ただけであればと思うのですが、居住率であったり、あと事業所の区内・区外だったり、また賃金については、コロナ禍で大幅に下がっているかということ、そんなでもなくて、6ページ以降、日給、月給ともに若干増えているような数字にはなっています。

また、各職種ごとの設計労務単価との比較も出ておりますので、御覧いただければと思います。

また、最後のほうには実際の現場の所長さんたちからのヒアリングも出ております。16ページ以降ですが、やはり、ただ、書類の多さとか、工期設定、またダンプが最近増えているというようなこと等々が出ております。こういうものをできるだけ改善していければとは思っています。

ただ、このアンケート調査も強制力があってやっているわけではなくて、あくまでも御協力ということをお願いしていることもあって、実はもう2年連続全く協力をいただけない事業所さん等もあったり、協力いただく中でも、若干マンネリ化ということもあります。

やはり限られた数の徴収になるので、できれば今後、今回、総合評価の入札制度の中でも、下請の区内がどれぐらいあるとか、賃金の報告なども総合評価の中でされるかと思うので、ぜひ世田谷区の、発注者側のほうで、そういう集めたデータを基に、こういう実際の現場の状況なども把握ができる範囲でも調査をしていただくとか、それに併せて何か聞き取りができるようなものやっていたかと、私どものアンケート以上に正確な数字が出てくかなと思いますので、今後の検討課題にでも入れていただければと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。まだ細かく見ておりませんが、ぜひお目通しいただいて、今後の議論のところでもお役立ていただければ幸いに思います。どうも大変ありがとうございました。

ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

区のほう、副区長、特に何かなければあれですが……。

○副区長 ございません、結構です。ありがとうございます。

○会長 それでは、今後まだペンディングになっている検討内容も多くありますが、来年度、どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会は以上をもちまして閉会いたします。大変ありがとうございました。

午後5時6分閉会